

IoT 相互接続サービス契約約款

令和元年6月1日

IoT-EX 株式会社

IoT 相互接続サービス契約約款 目次

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 外国における取扱制限	1
第4条 サービスの内容	1
第2章 契約	1
第5条 契約の単位	1
第6条 契約申込の方法	1
第7条 契約申込の承諾	2
第8条 契約者の氏名等の変更の届出	2
第9条 契約に係る名義変更	3
第10条 利用の一時中断	3
第11条 契約者が行う契約の解除	3
第12条 契約者が行う初期契約の解除	4
第13条 当社が行う契約の解除	4
第14条 破産等による契約の解除	4
第3章 利用中止等	4
第15条 利用中止	4
第16条 利用停止	5
第4章 通信	5
第17条 通信利用の制限等	5
第18条 通信量の測定等	6
第5章 相互接続	6
第19条 IoT 相互接続	6
第6章 料金等	6
第20条 料金等	6
第21条 料金等の支払義務	6
第22条 料金の計算等	7
第23条 割増金	7
第24条 延滞利息	7
第7章 データ・ソフトウェアの取り扱い	7
第25条 ソフトウェアの著作権等	7
第26条 解約時のデータ・ソフトウェア等	7
	7

第8章 保守	8
第27条 当社の維持責任	8
第28条 修理又は復旧	8
第9章 損害賠償	8
第29条 損害賠償	8
第30条 免責	8
第10章 雑則	8
第31条 承諾の限界	8
第32条 利用に係る契約者の義務	9
第33条 プライバシーポリシー	9
第34条 約款の揭示	9
第35条 合意管轄	9
第36条 準拠法	9

料金表

通則	10
別紙1 料金表	12

サービスレベルコミットメント

別紙2 サービスレベルコミットメントと請求額	13
------------------------	----

保守・サポート

別紙3 IoT 相互接続サービスの保守窓口及びサービスに関する情報提供等	14
--------------------------------------	----

第1章 総則

第1条（約款の適用）

IoT-EX 株式会社（以下、「当社」といいます。）は、この IoT 相互接続サービス契約約款（以下、「約款」といいます。）を定め、これにより IoT 相互接続サービス（当社がこの約款以外の提供条件により提供するものを除きます。以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。本サービスを廃止する場合には、3ヶ月以上前に、書面、その他の方法をもって契約者にそのことを周知し、本サービスを廃止することとします。

3 本サービスの廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第2条（約款の変更）

当社はこの約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

第3条（外国における取扱制限）

本サービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがあります。

第4条（サービスの内容）

本サービスの内容は、サービス仕様書に定めるとおりとします。

第2章 契約

第5条（契約の単位）

契約者が複数の本サービスを申し込む場合には、個々にサービス利用契約を締結するものとします。

第6条（契約申込の方法）

本サービスの利用契約の申込み（以下、「利用申込」といいます。）をするときは、当社所定の契約申込書等を当社窓口に提出していただきます。

2 利用申込において、別に当社が定める本人確認資料等を提出していただくことがあります。

3 当社に提出いただく資料に、個人情報に記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて、本人に同意を得た上で記載するものとします。

4 契約者は、本サービスの提供に必要な範囲において、当社が委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

第7条（契約申込の承諾）

当社は、利用申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、本サービスの提供に必要な IoT 相互接続サービス用設備（以下、「本サービス用設備」といいます。）に余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用申込を承諾しないことがあります。また、その場合、承諾しない理由を明示しないことがあります。

（1）申込のあった本サービスを提供するために必要な設備を設置若しくは設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

（2）利用申込をした者が本サービスの料金の支払いを怠る恐れがあるとき。

（3）利用申込をした者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務（当該約款に規定するものをいいます。）の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。

（4）利用申込をした者が第 16 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止されているとき、又は当社が行う本サービス契約の解除を受けたことがあるとき。

（5）利用申込をしたものがその申込にあたり虚偽の申告をしたとき。

（6）第 32 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反する可能性があるとき。

（7）利用申込をした者が当社の提供する電気通信サービスの利用を停止されたことがあるとき、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。

（8）本サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（9）申込者が暴力団関係者その他反社会的団体に属する者、または日本における暴力団関係者その他反社会的団体に属する者に相当する者であると当社が判断した場合

（10）その他当社が不適当と判断したとき。

第8条（契約者の氏名等の変更の届出）

契約者は、氏名、名称、住所、若しくは居所又は請求書若しくは電子メール等の送付先に変更があったときは速やかに当社に届け出ていただきます。

ただしその変更があったにもかかわらず、当社に届出がないときは第 13 条（当社が行う契約の解除）、第 15 条（利用中止）、第 16 条（利用停止）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知を発送したことをもってその通知を行なったものとみなします。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことが

あります。

3 第1項の規定にかかわらず、当社は請求書等の送付先への郵送等の通知が3回連続で不達であったことを確認したときは、その事実が解消されるまでの間、請求書等の通知を行いません。

第9条（契約に係る名義変更）

契約者は、契約に係る名義変更（氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。）を請求することができます

2 契約者は、前項の規定により名義変更を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。

3 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

（1）契約に係る名義変更により新たに本サービスの契約者になろうとする者が、本サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。

（2）契約に係る名義変更により新たにその本サービスの契約者になろうとする者が第32条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

（3）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

4 前3項の規定にかかわらず、相続又は法人の合併若しくは分割（以下「相続等」といいます。）に伴う名義人変更の扱いについては次の通りとします。

（1）相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人（以下この条において「相続人等」といいます。）は、当社所定の書面に相続等があったことを証明する書類を添えて当社に請求していただきます。

（2）当社は、相続人等から名義変更の請求があったときは、これを承諾します。

（3）前2号の場合において相続人等が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として定めて請求していただきます。これを変更したときも同様とします。

（4）前号の規定による代表者からの請求があるまでの間、当社は、相続人等の1人を契約者として取り扱います。

5 契約に係る名義変更があったときは、名義変更後に本サービスの契約者となる者は、名義変更前の契約者が有していた一切の権利及び義務を継承します。

第10条（利用の一時中断）

当社は、契約者から請求があったときは、本サービスの利用の一時中断を行います。

第11条（契約者が行う契約の解除）

契約者は、利用契約を解除するときは、当社に対し解除日の3ヶ月前までに解除の旨および解除するサービスなどを書面にて通知するものとします。この場合、通知があった日から当該通知において解除日とされた日までの期間が3ヶ月未満であるときは、解除の効力は当該通知があった日の翌月から3ヶ月後とします。

2 前項の場合において、その利用期間中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の解除をした後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとします。

第 1 2 条（契約者が行う初期契約の解除）

契約者は電気通信事業法第 26 条の 3 に基づき契約の解除を行うときは、その法令に定める経過期間を起算する日から 8 日以内において、当社所定の方法によりその申し出を行なっていただきます

第 1 3 条（当社が行う契約の解除）

当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合に、その契約を解除することがあります。

（1）料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないとき。）。

（2）本サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。

（3）第 8 条（契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

（4）契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた、本サービス又は当社が提供している他の電気通信サービスに関する料金その他の債務（当該契約約款の規定により支払いを要することとなったものをいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

（5）第 38 条（利用に係る契約者等の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。

（6）前 5 号のほか、この約款の規定に反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は第 1 6 条（利用停止）第 1 項の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。

第 1 4 条（破産等による契約の解除）

当社は本サービス契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその契約を解除することがあります。

第 3 章 利用中止等

第 1 5 条（利用中止）

当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

（1）当社の本サービスに係る設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

（2）本サービスに用いる認証用の情報等について、不正利用又は漏洩の疑いがあると当社が認めたとき。

（3）当社又は他の電気通信事業者の設備の障害等の発生又はその防止のためにやむを得ないとき。

(4) 当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為等、セキュリティ上の脅威が発生したとき、又はこれらの行為が行われていると疑われるとき。

2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第16条（利用停止）

当社は契約者が次のいずれかに該当する場合は、当社が定める期間（本サービスに係る料金等その他の債務を支払わないときは、その料金等その他の債務が支払われるまでの間）、本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 契約者が本サービス又は当社と契約を締結している他の本サービスの利用において第32条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が定めたとき。

(3) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の本サービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務（当該契約約款の規定により支払いを要することになったものをいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(4) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間をIoT相互接続サービス契約者に通知します。ただし本条第1項第2号又は第4号よりIoT相互接続サービスの利用を停止する場合であって、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

第4章 通信

第17条（通信利用の制限等）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的にとり扱うため、本サービスの利用を中止する措置を執ることがあります。

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が本サービス用設備に着信しないことがあります。

3 サービス用設備への通信（インターネットを介して行うものに限ります。）が、当社等の電気通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合は、その通信量を一時的に制限することがあります。

第18条（通信量の測定等）

本サービスの契約に係る課金対象データの情報は当社の機器により測定します。

2 課金対象データ量等については、前項の規定により測定した情報量を、1の契約ごとにそれぞれの1料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下、同じとします。）における総情報量から課金対象データとして算出します。

第5章 相互接続

第19条（IoT相互接続）

契約者は契約者自身又は本サービスを利用する他の契約者とサービス用設備を介したIoT相互接続を請求することができます。この場合には、そのIoT相互接続に係る請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、その接続に関して、他のIoT相互接続サービス契約者の承諾が得られない場合を除いて、相互に接続したサービス用設備により行う通信について、その品質を保証するものでないことを条件として、その請求を承諾します。

3 契約者は、そのサービス用設備を介したIoT相互接続について、第1項の規定により当社に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合には、当社は、前項の規定に準じて取扱います。

4 契約者は、そのサービス用設備を介したIoT相互接続を終了しようとするときは、あらかじめ、そのことを書面により当社に通知していただきます。

第6章 料金等

第20条（料金等）

当社が提供する本サービスに関する料金は、別紙1に定める額とします。ただし、当社が申込書類等に第1表に定めた以外の料金を記載した場合は、当該料金を適用します。

2 当社は別紙2に定める稼働率で本サービスを提供するものとし、稼働率に満たない場合には、その稼働率に応じた額を毎月の請求額から割り引くこととします。

3 本サービスに付随して当社が提供する他のサービスについては別途料金を定めます。

第21条（料金等の支払義務）

契約者は、第20条（料金等）の料金を支払う義務を負います。

2 第16条（利用停止）の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。また、当社は既に支払われた本サービスの料金等を払い戻す一切の義務を負わないものとします。

3 第7条（契約申込の承諾）3項の規定により、当社が契約の承諾を取り消した場合であっても、当社は利用申込者に対して契約が成立した場合と同額の損害金を請求します。損害金の請求の手続は料金等の請求の手続と同様とします。

4 契約者の申請を当社が承諾し、本約款に定める範囲外の作業を行った場合、契約者は当社の請求する特別料金を支払うものとします。当社は当該作業について特別料金が必要となる場合、契約者に対してその旨を事前に通知します。

第22条（料金の計算等）

料金の計算方法並びに料金の支払方法は、この約款に特段の定めがある場合を除き、料金表通則に定めるところによります。

第23条（割増金）

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、支払っていただきます。

第24条（延滞利息）

契約者は、料金等（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合（年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7章 データ・ソフトウェアの取り扱い

第25条（ソフトウェアの著作権等）

契約者に提供されるソフトウェアおよびその他の各種情報（以下、「ソフトウェア等」といいます。）については、その著作権、産業財産権の知的所有権のすべてを当社または当社にこれらの利用を許諾した第三者に帰属します。

2 契約者は、ソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用はできません。

第26条（解約時のデータ・ソフトウェア等）

第11条（契約者が行う契約の解除）または第12条（契約者が行う初期契約の解除）または第13条（当社が行う契約の解除）により、サービスを解除された場合、当社設備内に保存されたデータ

を削除します。これによる契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対して、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第8章 保守

第27条（当社の維持責任）

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

2 本サービスの保守窓口及びサービスに関する情報提供等については別紙3に定めます。

第28条（修理又は復旧）

当社は、当社が設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合は、速やかに修理し、復旧するものとします。ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第9章 損害賠償

第29条（損害賠償）

当社は本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供を行わなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、本サービス契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本料の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社は本サービス用設備その他の電気通信設備に蓄積されたデータが滅失し、毀損し、漏洩し、又は本来の利用目的以外に使用されたことにより発生した損害については、責任を負いません。

第30条（免責）

天災地変、騒乱、暴動、労働争議その他当社の責めに帰すべからざる事由による本契約の不履行又は遅滞について、当社は、契約者又はその他の第三者に対してその責任を負わないものとします。

第10章 雑則

第31条（承諾の限界）

当社は契約者からこの約款の規定の適用に係る請求があった場合に、その請求を承諾することが技術

的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を請求した者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第32条（利用に係る契約者の義務）

契約者は次のことを守っていただきます。

- （1）通信の伝送に妨害を与える行為を行わないこと。
- （2）違法に、又は公序良俗に反する態様で、IoT相互接続サービスを利用しないこと。
- （3）ID、パスワード等その他認証用の情報について、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態が発生したときは、そのことを速やかに当社に届け出ること。
- （4）電気通信設備に著しく負荷を与える等により、本サービスを利用するその他の契約者の利用環境に著しい支障を生じさせないこと。
- （5）本サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じた場合は、当社からの求めに応じてその利用を中止すること。
- （6）契約者は本サービスの全部又は一部を契約者以外の者に使用させる場合は、本サービスを使用するものの行為についても、当社に対して責任を負うこと。

2 契約者は前項の規定に違反して他人に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

第33条（プライバシーポリシー）

当社は、契約者に関する個人情報の取扱いに関する方針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、その定めるところにより個人情報を取扱います。

2 前項に規定するプライバシーポリシーは、当社のインターネットホームページにおいて公表します。

第34条（約款の掲示）

当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社のインターネットホームページにおいて掲示することとします。

第35条（合意管轄）

契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第36条（準拠法）

この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

1. 当社は、この料金表において、消費税相当額を含まない額（以下「税抜額」といいます。）で料金を定めるときは、その額に消費税相当額を加算した額（以下「税込額」といいます。）を併記します。この場合において、当社は税抜額により料金を計算することとします。（注）この料金表に規定する税込額は消費税法第 63 条の 2 に基づき表示するものであり、税込額で計算した額は実際に支払いを要する額と異なる場合があります。
2. 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等は暦月、通信料は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
（注）料金月に従って通信料を計算する場合において、通信又はセッションを開始した料金月と終了した料金月が異なるときは、当社が定める方法により計算するものとします。
3. 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日が提供開始日であったとき。
 - (2) 暦月の初日が提供開始日であって、その日にその契約の解除があったとき。
 - (3) 暦月の初日以外の日に契約の解除又があったとき。
 - (4) 暦月の初日以外の日に基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
4. 前項の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。（端数処理）
5. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
6. 前項の規定にかかわらず、基本使用料の減額適用に係る計算に関する端数処理については、その計算結果に 10 円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。ただし、日割計算に関する部分は、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(料金等の支払い)

7. 契約者は、料金その他の債務について、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金その他の債務について、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
8. 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

9. 第 27 条（基本使用料の支払義務）から第 29 条（手続きに関する料金の支払義務）までの規定の規定等により、この料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

10. 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金その他の債務を減免することがあります。
11. 当社は、前項の規定により、料金その他の債務の減免を行なったときは、当社のホームページに掲載する等の方法により、その旨を周知します。

[別紙 1] IoT 相互接続サービス 料金表

表-1 : 初期費用 (掲示している料金は税抜額)

利用料金名称	単位	利用料金 (月額)
IoT 相互接続サービス初期費用	利用契約 1 件あたり	10,000 円

表-2 : IoT-HUB 利用料 (掲示している料金は税抜額)

利用料金名称	単位	利用料金 (月額)
IoT-HUB 基本料	利用契約 1 件あたり	10,000 円
IoT ドライバ接続料	IoT ドライバあたり	1,000 円
IoT-HUB 利用料 (回数)	15 万通未満	3,000 円
	15 万通から 100 万通まで	5,000 円
	100 万通を超えた場合、100 万通あたり	5,000 円
IoT-HUB 利用料 (容量)	1G 未満	3,000 円
	1G から 5G 未満	5,000 円
	5G から 10G 未満	8,000 円
	10G を超えた場合、10G あたり	8,000 円

表 3 : IoT-ディレクトリサービス利用料 (掲示している料金は税抜額)

利用料金名称	単位	利用料金 (月額)
IoT-ディレクトリ基本料	利用契約 1 件あたり	30,000 円
	15 万通未満	3,000 円
	15 万通から 100 万通まで	5,000 円
	100 万通を超えた場合、100 万通あたり	

料金表改訂履歴	2019 年 6 月 1 日 : 初期費用改訂
---------	-------------------------

サービスレベルコミットメント

[別紙 2]サービスレベルコミットメントと請求額

本サービスは、毎月の請求期間において、99.95%以上の稼働率で提供します。稼働率は表-1に示す計算方式で算出し、99.95%の稼働率を下回った場合には、毎月の請求額に対し返金割合を乗じた額を契約者に返金いたします。なお、契約者は当社に返金を求める際には対象となる月の翌月までに返金を求めるときには、対象となる月の翌月末までに、月間稼働率が99.95%に満たなかったことを証明する書類(当社からの障害発生通知および復旧通知メールの印刷物)を添えて、当社窓口まで郵送にて申請することとします。

表-1：稼働率の計算方法

$\text{月間の稼働率} = (1 - \text{月間累計障害停止時間} \div \text{月間総稼働時間}) \times 100$ $* \text{月間総稼働時間} = 24 (\text{時間}) \times 30 (\text{日} : \text{固定})$

表-2：稼働率を下回った場合の返金割合

稼働率	返金割合	概算 (参考)
99.95%未満	1%	21 分 < 停止時間
99.80%未満	3%	1 時間 26 分 < 停止時間
99.00%未満	5%	7 時間 12 分 < 停止時間
95.00%未満	10%	36 時間 00 分 < 停止時間

表-3：適用除外事項

- | |
|---|
| <p>(1) IoT 相互接続サービス契約約款に定める以下の条項に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none">・第 10 条 (利用の一時中止)・第 13 条 (当社が行う契約の解除)・第 14 条 (破産等による契約の解除)・第 15 条 (利用中止)・第 16 条 (利用停止)・第 17 条 (通信利用の制限等) <p>(2) 法令その他に基づく場合、または公的期間の指示による場合</p> <p>(3) 契約者が管理または提供する設備の障害や操作ミス等、契約者の責任による場合</p> <p>(4) IoT 相互接続サービス用設備の管理範囲外で当社の合理的な支配の及ばない要因により生じたものである場合</p> <p>(5) その他当社の責任の範囲外で生じた障害等の場合</p> |
|---|

保守

[別紙 3]IoT 相互接続サービスの保守窓口及びサービスに関する情報提供等

項目		内容
本サービスに関するサポート窓口	受付方法	電話又は電子メールとし、連絡先はサービス契約時に別途書面にて案内します。
	受付時間	電話：10:00～19:00（土日祝日及び年末年始を除きます。） 電子メール：24 時間 365 日
保守等によるサービス停止の事前告知		原則 2 週間前とし、当社 Web 上で告知します。ただし緊急の場合はこの限りではありません。
障害・災害等によるサービス停止の通知		故障発生後、30 分以上サービスが停止した場合には契約者が指定する電子メールアドレスに対して通知します。